

**令和5年度 河南町住宅用太陽光
発電システム設置費補助金応募要領**

事業の概要

地球温暖化防止対策を推進するため、町内に自らが所有し居住する住宅に、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する人（または、設置した人）に、その経費の一部を補助します。

1 申込資格・条件

- (1) 町内で自らが所有し居住する住宅（新築を含む）等に対象システムを設置する（した）もののうち、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 令和6年3月31日までに対象システムを新設する人。
 - (イ) 令和4年4月以降に対象システムの設置工事が完了している人。
 - (ウ) 自ら居住するために対象システム付き住宅を令和6年3月31日までに購入する人。
 - (エ) 令和4年4月以降に対象システム付き住宅を購入した人。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 今までにこの補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助対象システム

次の条件のすべてを満たすシステムが対象となります。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と余剰電力販売契約を締結すること。

3 申請時に必要な書類（各1部提出）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
※申請書の最大出力値の欄には太陽電池の公称最大出力の合計またはインバータの定格出力のうちいずれか小さい値をご記入ください。
- (2) 申請者の住民票（申請日前3か月以内のもの）
- (3) 固定資産評価証明書
※発行できない場合は、建物の登記事項証明書又は売買契約書
- (4) 完納証明書（町税及びその附帯徴収金に未納がない旨を証明するもの）
- (5) 付近見取図（広域・詳細）

4 募集期間等

- (1) 募集期間 令和5年6月1日(木)～令和5年11月15日(水)
ただし、補助金の受け付けは先着順とし予算額の範囲内において支給する。
- (2) 受付時間 募集期間中（土・日曜日、祝日を除く）の午前9時～午後5時30分
- (3) 提出場所 河南町役場2階 まち創造部 都市環境課窓口

注意事項：郵送や電話での受付は行っていません。

5 募集件数 10件程度

6 補助金の額

補助金の額は、電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値(キロワット表示、小数点第1位未満の値は切り捨てるものとする)に30,000円を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とします。

7 補助限度額 105,000円 (3.5キロワット上限)

8 実績報告の提出

申請者は、対象システムの設置および竣工検査を終了し、電力受給契約を締結して、かつ、対象システムの設置に関する支払を終了した後、令和6年3月31日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 補助金実績報告書(様式第4号)
- (2) 対象システムの設置費に関する請求明細書の写し
- (3) 対象システムの設置費に関する領収書の写し
- (4) 対象システムの設置状態を示す写真(着手前及び完了後)
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) 申請時の住所と設置場所が異なる場合は、申請者の住民票
- (7) 事業実績の内容が申請時と異なる場合は、計画変更届(様式第3号)
- (8) その他(町長が必要と定めるもの)

9 補助金の請求

- (1) 実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知します。
- (2) 補助金交付確定の通知を受けた人は、補助金交付請求書(様式第6号)を提出してください。

10 補助金の支払

補助金交付請求書(様式第6号)の提出後、申請者の指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

提出・問い合わせ

河南町役場(2階)

まち創造部都市環境課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

Tel.0721(93)2500(代)(内線271・272)